

(介 143)

平成 30 年 10 月 17 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

江澤 和彦



「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」についてのご送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、訪問介護における生活援助中心型サービスについては、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、平成 30 年 10 月 1 日以降に居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成又は変更したケアプランのうち、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）で定める回数以上の同サービスを位置づけたものについて、作成又は変更した月の翌月末までに届け出ることが必要となり、市町村では、順次、地域ケア会議等を活用して、届出のあったケアプランについて議論を行うこととなりました。

今回の見直しは、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供するため、多職種協働による検討を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の再検討を促すものであり、生活援助中心型サービスが一定回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではないとのことです。また、ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得ることが必要であることから、市町村は介護支援専門員や本人に丁寧かつ十分に説明をする必要があります。

今般、厚生労働省では、市町村が地域ケア個別会議等を活用して、多職種の視点からケアプランについて議論を行う際の参考資料として手引きを作成したとのことであり、本会においても



いたしましたので、ご参考資料として送付いたします。

貴会におかれましてもご了知いただきますと共に、郡市区医師会等と市町村の連携支援の観点から、周知などご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

## 記

(添付資料)

○「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」  
について

(平 30.10.9 厚生労働省老健局振興課 事務連絡)

以上



事務連絡  
平成30年10月9日

各都道府県介護保険担当主管課(室) 御中

厚生労働省老健局振興課

「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」について

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

訪問介護における生活援助中心型サービス（生活援助加算は除く。以下同じ。）については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、統計的に見て通常よりかけ離れた回数をケアプランに位置付ける場合には、介護支援専門員から市町村へ届け出ることとし、市町村が地域ケア会議の開催等により検討を行うこととされました。

具体的には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が平成30年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成30年厚生労働省告示第218号）で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけたものについて、作成又は変更した月の翌月末までに届け出る必要があり、届出を受けた市町村では、順次、地域ケア会議等を活用して、多職種の視点から届出のあったケアプランについて議論を行うこととなります。

今回の見直しは、利用者は様々な事情を抱えていることを踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的とするものであり、介護支援専門員の視点だけではなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の再検討を促すものです。生活援助中心型サービスが一定回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではありません。

また、ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得ることが必要であることから、市町村は介護支援専門員や本人に丁寧かつ十分に説明をする必要があります。

今般、この地域ケア会議等における議論をより効果的なものとするため、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（地域ケア会議等におけるケアプラン検証の在り方に関する調査研究事業（実施団体：エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社））において、有識者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、標記の手引きが作成されました。

各都道府県におかれましては、手引きの内容をご確認いただくとともに、管内市町村及び地域包括支援センター等に対する周知や、本手引きの活用支援を通じ、制度趣旨の理解の徹底や、多職種による効果的な議論の実現が図られるよう、ご協力をお願いいたします。

【担当】

厚生労働省老健局振興課人材研修係・基準第一係  
TEL：03-5253-1111（内線3936・3983）